

須賀川市電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、須賀川市（以下「市」という。）が電子入札システムを使用して行う建設工事並びに建設工事に関する測量、調査試験及び設計（以下「工事等」という。）の入札手順に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号。以下「規則」という。）及び須賀川市一般競争入札実施要綱（平成19年4月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 規則第2条第10号に定める電子入札システムをいう。
- (2) 入札情報システム 電子入札システムのうち、設計図書等の閲覧及びダウンロードを行うための情報システムをいう。
- (3) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (4) 紙入札 電子入札によらずに入札用紙をもって行う入札をいう。
- (5) 電子入札対象案件 電子入札の対象とする入札をいう。
- (6) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。
- (7) 電子くじ 電子入札に参加する者が入力する任意の数字と電子入札システムが自動的に発行する乱数により、電子入札システムが「くじ番号」を自動計算し、落札者の順位を決定する仕組みをいう。

(電子入札対象案件)

第3条 電子入札対象案件は、市長が指定する工事等とする。

(電子入札システムへの利用者登録)

第4条 電子入札対象案件に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、須賀川市競争入札参加資格登録規程（平成30年須賀川市告示第97号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者でなければならない。

2 入札参加者は、あらかじめICカードを取得し、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。ICカードの更新、追加等を行った場合も同様とする。

(電子入札システム利用の原則)

第5条 電子入札は、電子入札システムを使用して入札手続を行うものとし、原則として紙入札及び書面による入札参加申請書、辞退届等の提出は認めないものとする。

2 電子入札の実施において、入札参加者に対する入札手続に関連する各種通知は、原則として電子入札システムを利用して行う。

(電子入札の公告事項)

第6条 電子入札の公告事項は、規則第6条第2項に規定する事項とする。

(指名競争入札の通知)

第7条 市長は、電子入札により指名競争入札を執行しようとするときは、電子入札システムにより指名通知を行うものとする。

(予定価格等の登録)

第8条 市長は、電子入札を執行しようとするときは、開札前に規則第12条第1項(規則第18条により準用する場合を含む。)に規定する予定価格及び規則第15条第2項(規則第18条により準用する場合を含む。)に規定する最低制限価格を電子入札システムに記録するものとする。

(入札参加申請)

第9条 電子入札による一般競争入札への参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)は、入札参加申込期間内に、入札参加申請書及び入札参加資格確認書類(以下「申請書等」という。)を添付ファイルとして電子入札システムに記録するものとする。

(入札参加資格の通知等)

第10条 市長は、前条の規定による申請書等を提出した入札参加希望者に対し、入札参加の資格の有無について、電子入札システムにより通知するものとする。

(設計図書等に関する質問及び回答)

第11条 電子入札対象案件の設計図書等に対する入札参加希望者又は指名通知を受けた者からの質問及び当該質問に対する回答については、次によるものとする。

(1) 質問は、入札公告及び指名通知(以下「公告等」という。)で示す日時までに、電子入札システムにより行うものとする。

(2) 質問に対する回答は、公告等で示す日時までに、電子入札システムにより行うものとする。

(入札の手続)

第12条 入札参加者は、電子入札システムにより、入札書受付締切日時までに入札書を提出するものとする。

2 入札書の提出が適正になされなかったときは、不参加又は辞退とみなす。

3 提出した入札書の変更又は取消しは認めない。

(工事費内訳書の提出)

第13条 入札参加者は、工事費内訳書の提出が必要な入札においては、前条に規定する入札書とともに工事費内訳書を提出するものとする。

(紙入札の手続)

第14条 電子入札において、やむを得ず紙入札を希望する者は、公告等で定める入札書受付締切日の前日までに紙入札参加承認申請書(第1号様式)を提出し、紙入札参加承認(不承認)通知書(第2号様式)により承認を得なければならない。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、電子入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

(1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中のとき

(2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中のとき

(3) 入札参加者の電子計算機の通信障害等により電子入札を行うことが困難なとき

(4) 前3号に掲げるもののほか、入札参加者の責めによらないで、紙入札を行うことがやむを得ないと市長が認めるとき

3 第1項の規定により紙入札での参加の承認を受けた入札参加者は、次に定める方法で紙入札を行う。

(1) 紙入札の入札用紙(以下「紙入札書」という。)の提出に際し、電子くじ用の3桁のくじ番号を記載するものとし、くじ番号の記載がない場合は、電子入札システムの自動生成機能を用いて決定するものとする。

(2) 工事費内訳書の提出を要する電子入札案件においては、紙媒体の工事費内訳書を紙入札書とともに提出する。

(3) 前2号に規定する紙入札書及び工事費内訳書の入札書受付締切日時は、電子入札における入札書受付締切日時と同一とする。

4 紙入札での参加承認を受けた者は、書面による入札参加申請書、辞退届等の提出ができるものとする。

(開札及び同価格入札の取扱い)

第15条 規則第14条に規定する入札の執行者（以下「入札執行者」という。）は、公告等で示す日時及び場所において、電子入札システムを使用して開札するものとする。ただし、紙入札による入札者がある場合は、紙入札書の記載事項を電子入札システムに登録した後に開札を行うものとする。

- 2 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。
- 3 落札者を決定したときは、入札参加者に対し電子入札システムにより通知するものとし、紙入札の入札参加者に対しては、ファクシミリ又は電話等により通知するものとする。

（再度の入札）

第16条 初度の入札で落札者が決定しなかった場合は、必要に応じて再度の入札を行うものとする。

- 2 再度の入札の入札期限及び開札日等については、初度の入札後、入札参加者に対し電子入札システムにより通知するものとし、紙入札参加者に対しては、ファクシミリ又は電話等により通知するものとする。

（電子入札の無効）

第17条 電子入札において、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (2) 第14条第1項の規定に基づく承認を得ていない紙入札
- (3) 工事費内訳書が必要な入札において、工事費内訳書が添付されていない入札
- (4) 入札書と工事費内訳書の金額が異なる入札
- (5) その他指定された入札条件に合致しない入札

（ICカードの不正使用）

第18条 入札参加者がICカードを不正に使用して入札に参加した場合は、規則第2条第7号に規定する契約権者（以下「契約権者」という。）は契約締結前には当該契約を締結しないこととし、契約締結後には当該契約を解除することができる。

（電子入札の延期又は中止）

第19条 入札執行者は、次に定める電子入札システムの障害等により入札又は開札ができない場合は、原因を調査及び確認し、復旧までに相当の時間を要すると判断されるときは、入札又は開札を延期又は中止することができる。

- (1) 自然災害
 - (2) 広域又は地域的停電
 - (3) プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等
 - (4) 前3号に掲げるもののほか入札又は開札の延期又は中止が妥当であると認められる障害（入札参加者の使用するICカードの紛失若しくは破損又は電子計算機の故障若しくは不具合等入札参加者の責めに帰すべき事由による障害を除く。）
- 2 前項の規定により入札又は開札を延期又は中止したときは、延期の場合については須賀川市公式ホームページに掲載して周知し、中止の場合については公告するとともに須賀川市公式ホームページに掲載して周知するものとする。この場合において、必要があるときは、ファクシミリ又は電話等により、入札又は開札の延期又は中止について当該入札参加者に通知するものとする。

（免責事項）

第20条 電子入札の実施において、次に掲げる場合は、市は責任を負わないものとする。

- (1) 入札参加者が使用する電子計算機、通信機器、回線等の障害により、入札書等の提出が遅延し、若しくは不能となるとき、又は電子入札システムからの情報が表示遅延し、若しくは表示不能となる等のときにおいて入札参加者に障害が生じた場合
- (2) 電子計算機、電子証明書及び電子署名に係る偽造、変造、盗用、不正使用又はその他の方法により、他者が入札参加者に成りすまして入札を行い、当該入札参加者本人に損害が生じた場合
- (3) 天災、事変その他電子入札システム管理者（市が委託する電子入札システムサービス提供プロバイダをいう。）の責めに帰すことのできない事由により、電子入札システムの使用が遅延し、又は不能となって損害が生じた場合

（その他）

第21条 この要領に定めるもののほか、電子入札の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成30年12月25日から施行する。

（入札参加者の特例）

- 2 この要領の施行の日から平成31年3月31日までの間に契約する電子入札対象案件に

については、第4条第1項中「須賀川市競争入札参加資格登録規程（平成30年須賀川市告示第97号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者」とあるのは「須賀川市競争入札参加者等選定規程（昭和48年須賀川市訓令第4号）に基づく工事等請負有資格者名簿に登録された者」とする。

第1号様式（第14条関係）

紙入札参加承認申請書

年 月 日

須賀川市長

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

このことについて、電子入札に下記の理由により参加できないため、紙入札による参加を承認願います。

記

工事(業務委託)番号	第 号
工事(業務委託)名	
電子入札システムでの参加ができない理由	
<input type="checkbox"/> ICカードの登録内容変更のため、再取得の途中で	
<input type="checkbox"/> ICカードの破損等のため、再取得の途中で	
<input type="checkbox"/> 通信障害等により電子入札を行うことが困難	
<input type="checkbox"/> その他の理由	
<p style="text-align: center;">（</p>	

該当する□にチェックを入れて必要事項を記入してください。

第2号様式（第14条関係）

紙入札参加承認（不承認）通知書

年 月 日

様

須賀川市長

申請があった紙入札による入札参加申請について、下記のとおり通知します。

記

工事(業務委託)番号	第 号
工事(業務委託)名	
1. 承認する	
2. 承認しない (理由)	
3. 備考	